ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正について（概要）

１．改正理由

食品衛生法施行令（昭和２８年８月３１日号外政令第２２９号）の改正により、全てのふぐ営業が食品衛生法の施設基準の対象となったことに伴い、同法の施設基準の対象とならないふぐ営業用の施設基準を廃止する。

２．改正内容

第１５条第１項を削除し、第２項を第１項とする。

３　施行期日

公布の日から施行する。